

提出書類について（様式1-2：相続した家屋の取壊し後の敷地等の譲渡の場合）

- ・申請者1名につき申請書【1通】を作成し、提出書類①～⑦と併せてご提出ください。
- ・提出書類①②について、複数名で同時に申請する場合、全員で一式のみでの提出で構いません。（一式の考え方：被相続人の除票住民票の写しの原本1通、相続人全員分の住民票の写しの原本各1通）
- ・郵送による確認書の返却を希望する場合、封筒（長形3号封筒等）に郵送先を記入し、切手を貼ったものを併せてご提出ください。速達希望の場合は速達料金を合算した切手を貼ってください。

提出書類名称		取得先	備考
<input type="checkbox"/>	被相続人居住用家屋等確認申請書（様式1-2）	・国土交通省、区のホームページ等	記入例をご確認の上、ご記入ください。
<input type="checkbox"/> ①	被相続人の除票住民票の写し ※原則、複写不可	・新宿区区役所 ・各特別出張所	【確認事項】被相続人の死亡日、死亡時の住所 ※個人番号（マイナンバー）の記載のないものをご提出ください。 ※実際に対象家屋に居住していたものの除票住民票の住所が別の場所になっている場合、実際に対象家屋に居住していたことが分かる代替書類・補完書類の提出も必要です。（例：相続開始前の電気や水道等の使用状況を証明する書類、町内会長・民生委員等の申述書等） ※被相続人が老人ホーム等に入所していた場合で、入所後別の老人ホーム等に転居していた場合には、 <u>当該被相続人の戸籍の附票の写しの提出も必要です。</u>
<input type="checkbox"/> ②	相続人（全員分）の住民票の写し ※原則、複写不可	・各相続人の住所地を管轄する役所等	【確認事項】相続開始の直前（被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は老人ホーム等入所の直前）から家屋の取壊し、除却又は滅失時までの間、相続人全員が対象家屋に居住していなかったこと ※実際には対象家屋に居住していなかったが、住民票の住所が対象家屋の住所になっている場合、実際の居住地が分かる代替書類・補完書類の提出も必要です。（例：戸籍の附票の写し、その他公的機関が発行する住民票相当の書類（住所、居所等を証明する書類）等） ※ <u>対象家屋の取壊し後に住民票を取得してください。</u> ※住民票は個人番号（マイナンバー）の記載のないものをご提出ください。 ※相続開始の直前（被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は老人ホーム等入所の直前）以降、当該相続人が2回以上転居している場合には、 <u>当該相続人の住民票の写しに代えて、戸籍の附票の写しの提出が必要です。</u>
<input type="checkbox"/> ③	敷地等の売買契約書の写し等	・宅地建物取引業者等	【確認事項】敷地等の譲渡（引渡）日（契約者、対象地、譲渡日の記載が必要） 【代替可能書類】譲渡（引渡）日の記載がある譲渡証明書や念書等の書類 ※売買契約書の写し等で引渡日を売買代金全額受領日とする旨の記載がある場合、受領日の分かる書類を併せてご提出ください。
<input type="checkbox"/> ④	閉鎖事項証明書の写し	・法務局	【確認事項】家屋の取壊し、除却又は滅失日 【代替可能書類】建物滅失登記の登記完了証の写し、家屋の除却工事に係る請負契約書の写し等

□⑤	以下の(i)～(iii)のいずれかの書類		
(i)	電気、水道又はガスの 使用中止日（閉栓日、契約廃止 日等）が確認できる書類	・電気会社 ・水道局 ・ガス会社 等	【確認事項】 相続時から譲渡時までの間に閉栓・使用停止されていること 【例】 電気使用廃止証明書、ガスの閉栓証明書、給水契約に関する証明書、 【代替可能書類】 相続時から譲渡時までの間で、電気、水道又はガスを使用していないと判断できる支 払証明書・料金請求書・領収書等（使用量0リットルの記載があるもの等）
(ii)	宅地建物取引業者の広告の 写し	・宅地建物取引業者等	【確認事項】 家屋の現況が空き家であり、家屋を取壊しの予定があることを表示していること
(iii)	その他	「相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」の要件を満たしていることを 容易に認めることができる書類。 (例：当該空き家の管理を委託した場合の当該事業者が発行する管理受託証等) ※その他の書類により提出をご検討される際は、事前に新宿区建築調整課の担当窓口までご相談ください。	
□⑥	家屋取壊し後の敷地の写真 (更地の写真)	・宅地建物取引業者 ・解体業者 ・ご自身で撮影 等	【確認事項】 家屋取壊し後の敷地が譲渡時までに他の用途に使用されていないこと ※家屋取壊し、除却又は滅失の日から譲渡日までの期間内に撮影し、 <u>写真に撮影日が記載されたもの</u> を ご提出ください（日付は手書きでも可）。
□⑦	被相続人が老人ホーム等に入所していた場合には、以下の(i)～(iii)の書類		
(i)	要介護認定等を受けていたこ とを証する書類	—	【確認事項】 被相続人が要介護・要支援認定を受けていたこと又はその他これに類する被相続人である こと 【例】 介護保険の被保険者証の写し、要介護認定等決定通知書の写し、要介護認定等を受けたことを証 する書類、要介護認定等に関する情報を含む老人ホーム等の記録等
(ii)	施設入所時の契約書、 入所していた施設の記録等	・入所施設等	【確認事項】 入所していた老人ホーム等施設の名称、所在地、種類
(iii)	以下の(a)～(c)のいずれかの書類 【確認事項】 被相続人が施設入所後から相続開始の直前まで、家屋を一定使用し、かつ事業、貸付の用又は、被相続人以外の居住の用に供されていないこと		
(a)	電気、水道又はガスの使 用中止日（閉栓日、契約 廃止日等）が確認できる 書類	・電気会社 ・水道局 ・ガス会社 等	※契約名義（支払い人）が被相続人の場合、⑤ (i) の再掲が可能です。 ※契約名義人が被相続人と異なる場合は、異なるに至った理由をヒアリングにて確認します。
(b)	老人ホーム等が保有する 外泊、外出等の記録	・入所施設等	※外泊、外出時に対象家屋を使用していたことの記録が必要です。
(c)	その他	その他要件を満たしていることを容易に認めることができるような書類 ※その他の書類により提出をご検討される際は、事前に新宿区建築調整課の担当窓口までご相談ください。	